

移動等円滑化評価会議の設置について

令和元年 6 月

国土交通省総合政策局安心生活政策課

I. 会議設置

1. 設置の趣旨

移動等円滑化評価会議（以下「評価会議」という。）については、今般の改正バリアフリー法（第 4 条第 1 項、第 52 条の 2）に以下のように位置づけされている。

- ① 評価会議は、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者、その他の関係者で構成し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、及び評価する。
- ② 国は、移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、評価会議その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努める。

2. 構成員

以下の点に留意し、関係行政機関、当事者団体、地方公共団体、施設設置管理者、有識者等で構成。

- ・ 様々な障害種別の当事者の参画を得ることとする。
- ・ 当事者団体の数が施設設置管理者の数を上回ることとする。

3. その他

評価会議及び地域分科会は、国の責務として行う一方で、市町村等においては、マスタープランや基本構想の協議会（法第 24 条の 4、第 26 条）等を活用し、移動等円滑化の進展の状況等の定期的な評価するよう努めることが必要（基本方針にもその旨を明記）。

Ⅱ. 第 1 回評価会議の概要

1. 議題

○移動等円滑化評価会議等の設置について

- ・ 移動等円滑化評価会議の設置（別紙 1）
- ・ 委員名簿（別紙 2）
- ・ 移動等円滑化評価会議 運営規則（別紙 3）
- ・ 分科会の設置（別紙 4）

○改正バリアフリー法について

○移動等円滑化の進展状況について

- ・ 基本方針に定める移動等円滑化の目標達成状況
- ・ 基本構想の作成状況
- ・ 建築物の委任条例の制定状況
- ・ ソフト施策の取組状況

○その他

- ・ 最近の主な取組等

2. 概要

事務局より資料を説明し、意見交換を行った。

地域における移動等円滑化の進展状況を把握し、及び評価するため、10 ブロックに「地域分科会」を設置することとされた。

また、様々な障害特性等に応じた課題を適切に把握するため、国土交通本省において各当事者団体その他の関係者との「特性に応じたテーマ別意見交換会」を開催することとなった。